# 首都圏モビリティEMC技術研究会 運営会則

制定 令和5年9月1日 首都圏モビリティ EMC 技術研究会 事務局

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に研究会を設置するにあたり、首都圏 モビリティEMC技術研究会の運営等に必要な事項について、次のように運営会則(以下 「本会則」という。)を定める。

#### (設置)

第1条 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「産技総研」という。)電子技術部に、首都圏モビリティEMC技術研究会(以下「本研究会」という。)を設置する。

# (目的)

第2条 本研究会は、首都圏におけるEMC技術に関する企業横断、産学連携活動を立ち上げ、EMCにまつわる知識や経験の共有・継承、およびEMC技術者の育成を図るとともに、人的交流を深め、EMC業界の活性化を目的とする。

#### (活動)

- 第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動(以下「本活動」という。)を行う。
  - 一 講習会、共同実験、勉強会
    - ・モビリティ関連のEMC規格の動向やノイズ対策技術等の紹介
    - ・モビリティ関連のEMC試験に関する共同実験や対策法の勉強会など
  - 二情報交換、技術交流
    - ・会員間の情報交換、交流の機会創出
    - ・会員とEMC関連メーカの情報交換の場の創出
  - 三 その他
    - ・本会の目的を達成するために必要な活動

# (会員)

第4条 本研究会は、本研究会の趣旨に賛同し、次条第1項に基づき入会を承認された会員で組織する。

# (会員の入退会等)

- 第5条 本研究会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第6条第1項第一号に定める会長(以下「会長」という。)あてに提出し、第7条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)で承認を得なければならない。
- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を 会長 あてに 提出しなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を 会長 あてに提出しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、 会長 は当該会員と協議の上、運営委員会の 決定を経て、これを除名することができる。
  - 一 本研究会の目的を逸脱した行為のあったとき。
  - 二 本研究会の名誉を傷つける行為のあったとき。
  - 三 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
  - 四 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

# (役員)

第6条 本研究会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名:運営委員会が指名した者とし、会長は、本研究会を代表し、本研究会 を統括する。
- 二 事務局2名:本研究会の運営に当たり会長を補佐するものであって、会長が指名 する。
- 2 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を 代行する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

# (運営委員会)

第7条 本研究会の運営を円滑に行うために、本研究会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長及び研究会発足メンバーから構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は、本研究会の活動計画を策定する。
- 5 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

#### (事務局)

第8条 本研究会を運営するための事務局を産技総研電子技術部に置く。

2 事務局は、会長が指名した産技総研に所属する職員1名、および研究会発足メンバー 1名が務める。

- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
  - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
  - 二 本研究会の事業計画案の策定業務
  - 三 本研究会の会員及び関連機関との連絡調整業務
  - 四 本研究会が主催する行事の準備に関する業務
  - 五 本研究会のホームページの製作・管理業務
  - 六 その他、本研究会の運営に必要と認められる業務

#### (技術研究会)

第9条 本研究会は、少なくとも毎年度2回技術研究会を開催する。

- 2 技術研究会の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、臨時会を開催することができる。

### (ワーキンググループ)

- 第10条 本活動を効率的に遂行するため、技術研究会にワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの設置は、会長が必要と認めるとき、あるいは、設置を希望する 会員より提案がなされたときには、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あ てに提出する。
  - ー ワーキンググループの名称
  - 二活動内容
  - 三 設置理由
  - 四 代表者および参加予定者
- 3 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定するものとする。
- 4 ワーキンググループの運営は、運営委員会が行う。

#### (活動年度)

第11条 本研究会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本研究会の設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

#### (運営費)

- 第12条 本研究会の運営に必要な費用は、会員からの会費・参加費等をもって充てること ができる。
- 2 会費・参加費等は年度毎に別に定める額とし、運営委員会にて決定される。なお、令和5年設立に伴い、令和6年度末まで会費は無料とする。
- 3 次年度の運営費は、本年度の10月末までに周知する。

#### (予算および決算)

第13条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 事務局は、当該活動年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。
- 3 運営委員会は、当該活動年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。
- 4 なお、当該活動年度内に会費・参加費等の費用発生がない場合は、運営委員会への結 果報告を以って完了とする。

### (秘密保持)

第14条 本研究会に会員として入会を希望し、第5条第1項にかかる入会申込書を提出した会員は、別紙1に示す秘密保持条項について承諾したものとする。

# (解散)

第15条 本研究会は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第2条に定める目的が達成された場合
- 二 本研究会の運営が困難となった場合
- 三 その他解散が妥当と認められる場合
- 2 本研究会の解散は、運営委員会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

#### (会則の改廃等)

第16条 本会則の改廃については、運営委員会の決議を経てこれを行う。

# (設置期間)

第17条 本研究会の設置期間は、2028年3月31日までとする。ただし、運営委員会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

#### (協議)

第18条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営 委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

### 附則

この会則は、2023年9月1日から施行する。